

# 文教委員会資料

請願第27号 川崎市独自の少人数学級推進を求める請願

- 資料1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料2 少人数学級研究指定の取組について
- 資料3 小学校及び中学校における学級編制の比較等
- 資料4 請願事項に対する本市の考え方について

## 参考資料

- 文教委員会資料（令和3年6月11日）

令和4年1月27日

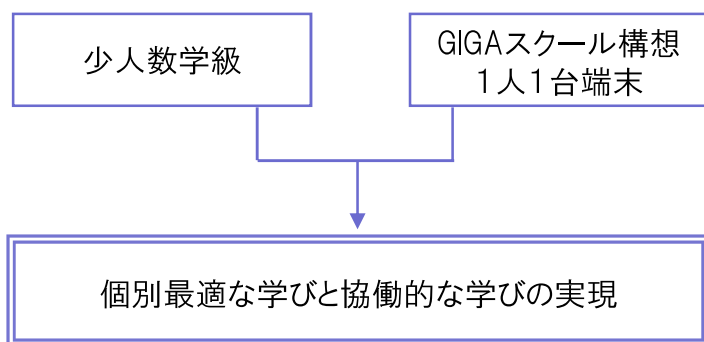
教育委員会事務局

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

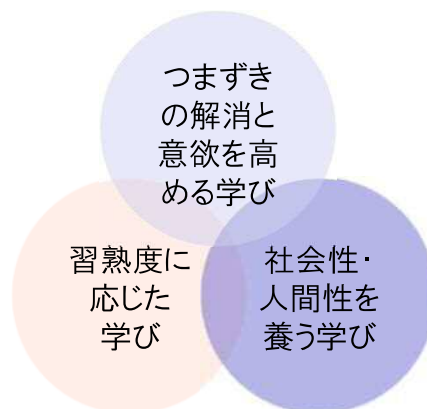
Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校\*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

### 【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



\* 義務教育学校の前期課程を含む。

### 【個別最適な学びと協働的な学び】



## 2. 概要

### (1) 学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

### (2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

#### 【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

### (3) その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

## 3. 施行期日

令和3年4月1日

## 少人数学級研究指定の取組について

本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、**指導方法工夫改善定数**を活用して、**少人数指導**や**チーム・ティーチング**、**少人数学級**を選択できるようにしており、**各学校が実情に応じてきめ細やかな指導**が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における少人数学級に関する研究実施要綱」に基づき、1学級あたりの児童又は生徒数が35人を超える学年や標準学級数が前学年時の実学級数を下回るなどの学年に対し、**指導方法工夫改善定数**を学級担任に充てて、**研究指定校**として実施している。

### ● 学年ごとの研究指定実施件数

	小学校					中学校			
	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
R3	14	15	6	16	51	4	3	4	11
R2	11	7	13	15	46	2	1	4	7
R1	8	14	12	16	50	0	3	3	6
H30	11	12	15	16	54	4	2	3	9
H29	12	11	13	14	50	2	2	3	7

### ● メリット

- ・ 児童一人ひとりが落ち着いて学習に向かう姿勢を育むことができ、集中して学習を進めていくことができた。
- ・ よりきめ細やかに子どもたちを見取ることができ、より多くの活躍の場を一人ひとりに与えることができた。その結果、自尊感情の高まりとともに、同じクラスの人間関係を大切にしようとする他者への共感的態度も育ち、全体として穏やかで好ましい集団を形成することができた。
- ・ 生徒一人ひとりのつまずきに教員が気づくことができ、個々の生徒にきめ細やかな指導、助言ができた。
- ・ 学習面では教科担任が1クラスの生徒の学習内容等について、きめ細かな評価をすることができ、それを個々の生徒の状況に応じて指導につなげることができた。

### ● デメリット

- ・ 基礎の定着において、クラス全体での指導では追いつかないことも多く、個別対応のできる時間と人材が求められる。
- ・ 一部の職員の持ち時間の増加による負担増が感じられた。
- ・ 学年の職員構成で、副担任の数の減少によって起こる、緊急時の人手不足や事務処理の負担増

## 小学校及び中学校における学級編制の比較等

### 1 学級編制

35人編制とした場合の学級増及び学級増に伴う必要な人件費（R4.4.6見込）

		標準学級数	35人編制学級数	学級増	教職員数	費用(千円) 人数×単価
小学校	1年生	404	404			
	2年生	399	399			
	3年生	397	397			
	4年生	354	399	45	58	491,550
	5年生	350	392	42	52	440,700
	6年生	364	392	28	32	271,200
	計	2,268	2,383	115	142	1,203,450
中学校	1年生	268	297	29	46	389,850
	2年生	264	297	33	55	466,125
	3年生	269	311	42	64	542,400
	計	801	905	104	165	1,398,375
合計		3,069	3,288	219	307	<b>2,601,825</b>

- 令和4年4月6日見込の児童生徒数を基に、小学校1年生～3年生を35人、4年生以上及び中学生を40人編制とした通常学級の数「標準学級数」としてしています。
- 各学年を35人編制した通常学級の数「35人編制学級数」としてしています。
- 「教職員数」は、学級増に伴い必要となる教職員の数であり、義務標準法に基づき試算しています。

※ 一人あたりの人件費

令和3年度一般会計の当初予算における教職員を含む職員一人あたりの人件費  
**8,475千円**

※ 上記人件費には、退職手当、児童手当は含めていない。

- 標準学級で編制した場合に、35人以下学級に在籍する児童生徒の割合は、小学校4年生以上で約60.3%、中学校全学年で約28.4%となる見込みです。

※ 実際には、令和4年度に向けて、今後研究指定等による少人数学級の実施校が加わります。

### 2 教室の整備

- 義務標準法の改正にともない必要となる教室につきましては、現時点では、特別教室の転用等により、教室不足が発生しないよう対応できる見込みとなっております。
- 中学校において35人以下学級を実施する場合には、詳細な現況調査が必要となります。

## 請願事項に対する本市の考え方について

### ●請願事項「川崎市立小中学校の36人以上の学級をなくすこと」について

この度、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校における学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりましたが、中学校においても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要であると考えております。

今後、さらなる少人数学級を実施するためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となりますことから、引き続き、様々な機会を通じて国に要望してまいります。